

電子化した証明書（e-証明書）の発給対象となる証明書の拡大について

令和7年9月16日
在ロサンゼルス日本国総領事館

- 1 令和7（2025）年9月30日以降の申請から、電子化した証明書（e-証明書）の発給対象を拡大し、以下4の証明をオンラインで申請した場合、e-証明書をオンラインで受け取ることが可能となります。これにより、当館への来館は不要となり、オンライン上で申請・交付手続きが完結します。

なお、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口や領事出張サービスで受け取ることも可能です。

（参考）証明オンライン申請とは

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

- 2 e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル（動画）」が[外務省ホームページ](#)に掲載されていますのでご確認ください。

- （1）「[オンライン在留届（ORRネット）](#)」からオンライン申請すること。
- （2）手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。
- （3）戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明を申請する場合は、「[戸籍電子証明書提供用識別符号](#)」を入力すること。

（参考）在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01426.html

- 3 証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷した物が受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先に e-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

- 4 令和7（2025）年9月30日以降、当館で e-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。

（注：当館が管轄する地域以外にお住まいの方は、当館にオンライン申請できません。）

- （1）在留証明（注：令和7年5月発給開始）
- （2）出生証明
- （3）婚姻証明
- （4）離婚証明
- （5）戸籍記載事項証明